

令和5年2月28日

お客さま各位

田川信用金庫

普通預金規定の改定のお知らせ

平素より当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、未利用口座管理手数料の新設および印鑑レスによる解約手続きの取扱開始に伴い、令和5年4月1日より普通預金規定を下記のとおり改定いたします。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまにも適用されますので、予めご了承ください。

記

1. 改定日

令和5年4月1日より改定

2. 改定する規定

普通預金規定

3. 改定内容

①未利用口座管理手数料に関する内容を追加いたします。

②印鑑レスによる一定金額未満の口座解約手続きの取扱開始に伴い、解約条項を追加いたします。

4. 改定内容（追加）は、以下のとおりです。

【普通預金規定(抜粋)】(無利息型普通預金含む。)

7. 【未利用口座管理手数料】

(1) 次のすべてに該当する場合は、当該口座を未利用口座とし、当金庫所定の未利用口座管理手数料(以下手数料という。)をいただきます。

①令和5年4月1日以降、預入れまたは払戻し(当該口座のお利息の組入れ、手数料の引落しを除く。)の利用が2年以上一度もない普通預金口座(無利息型普通預金含む。)

※効力発生日は、以下のとおりといたします。

・口座開設日が令和5年3月31日以前の場合、令和5年4月1日または最終異動日の翌日のいずれか遅い方

・口座開設日が令和5年4月1日以降の場合、最終異動日の翌日

②預金残高10,000円未満であること

③同一支店において、お借入れがないこと

④同一支店において、定期性預金・国債・保険等の預かり金融資産がないこと

(2) 未利用口座に該当した場合は、預金者のお届けのご住所へ未利用口座に関する案内文書を送付します。送付後、一定期間(約3ヶ月)経過後もご利用がない場合は、当該口座から払戻請求書等によらず、当金庫が定める手数料を引落しいたします。

(3) 当該口座の残高が手数料に満たない場合は、預金残高全額を手数料の一部に充当のうえ、預金者に通知することなく当該口座を解約することができるものとします。

(4) 引落しした手数料の返却および解約した口座の再利用はできません。

8.【解約】

- (1) 普通預金（無利息型普通預金を含みます。）を解約する場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに当店へ提出してください。
- (2) 前項の解約手続きに加え、この預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため、当金庫所定の本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約は行いません。
- (3) 第1項における記名押印は、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当金庫が認めたときは、届出の印章の押印を受けず本人の署名をもって替えることができます。

以上